



# フランスの持続可能な 都市開発政策

エコロジー・エネルギー・持続可能な発展・海洋省 (MEEDDM)  
[グリーンテクノロジー・気候問題交渉担当]

計画整備・住宅・自然総局  
居住・都市計画・景観局長  
持続可能都市計画部



# 1. 建設と都市計画に関する環境政策

熱規制 (RT 2000, RT 2005, ...)

エネルギー性能診断 (DPE)

2000年 都市の再開発と連帯に関する法律 (SRU法):

- 都市のスプロール現象と土地乱用への対処
- 各都市区域内における都市建設事業を優遇

都市計画書では環境への配慮を明確に付記すること



Projet urbain - mai 1995



- 地域総合計画 [SCOT]
  - 地域都市計画プラン [PLU]
- の中で

以下に関する目標を設定:

- 住居
- 経済・社会の発展
- 環境
- 公共交通戦略

## 2. 環境グルネル会議が建築に与えた影響



持続可能な発展を育み具体的で定量化できる施策の行動計画を作成するため、フランス社会を動員すべく市民社会と広範な対話を行う。

新しい建築物を対象にした技術変革プログラムの立ち上げ

すべての建物と公共施設について2010年までに低燃費(50KWh/m<sup>2</sup>)化を実現、あるいはパッシブエネルギーさらにはポジティブエネルギーを利用する。

最高性能の再生可能エネルギーを体系的に統合

## 新しい建物の建築

2010年： 高いエネルギー性能を求める規制への切り替え  
(THPE RT2005-20%)。新しい建築物のエネルギー消費を  
3分の1に抑えることを目標。

2012年： すべての新築住宅に低エネルギー消費を適用(50KWh/m<sup>2</sup>)

2020年： すべての新築住宅にポジティブエネルギーを適用

既築建物を対象にした抜本的なエネルギー変革計画：



目標は、既存住宅の平均エネルギー消費量を  
240 kWhから

2020年までに150kWhに削減  
**すなわち、ほぼ40%の削減**

### 3. 環境グルネル会議が都市計画に与えた影響

「地方自治体の強いイニシアティブにより、大規模な都市開発計画を予定しているすべてのまちに2012年までに少なくとも1つの**エコ街区**を設ける。(既存の取り決めを継続し全体計画に統合。) **エコ街区**の概念を設定。15前後の大型エネルギー・建築革新プロジェクトを実施。」



2008年秋:

## 持続可能な都市づくり計画の立ち上げ

次のことに配慮:

- 都心部の住宅のコスト
- 戸建住宅でなくともプライバシーを確保できること
- 交通戦略
- 宅地の希少性
- まちの中の自然

2009年末までに持続可能な都市づくり計画の最初の成果を報告